ゆめの里朝日宅老所重要事項説明書

令和 8 年 6 月　1日

1．ゆめの里朝日宅老所の概要

(1)サービス提供場所の名称、所在地等

事業所名	ゆめの里朝日宅老所
所在地	東筑摩郡朝日村大字古見 2422 番 3
介護保険事業所番号	**2072700988**
電話番号	0263- 99－5069
管理者	所長　三木　千弘

(2)事業所の職員体制

職　名	所長	生活相談員	介護職員	看護職員	機能訓練指導員	調理員	運転手	事務職員
職員数	1名 兼務	1名以上 兼務	2名 以上	1名以上 兼務	1名以上 兼務	委託	1 名 以上	兼務

(3)設備の概要

定　員	19名	休養室	5室
食堂兼機能訓練室	1室 (59. 52㎡)	相談室	1室
浴　室	一般浴槽(家庭風呂)、特殊浴槽	送迎車	3台

(4)営業日、営業時間

営業日　　月曜日～土曜日（ただし、１２月３０日～１月３日を除く）
営業時間　　午前 8 時 30 分　～　午後 5 時 30 分
サービス提供時間　要介護 1～5 の方午前 9 時～午後 4 時 15 分
時間延長　　午後 4 時 15 分～午後 5 時 30 分
(上記以外の時間については相談の上対応)

2．サービス内容

○送迎　○食事　○入浴　○健康管理　○生活相談
○レクリェーション　○機能訓練

3．利用料金

(1)通所介護費(1日当り)

① 利用料通所介護（7時間以上 8 時間未満)

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
658 単位	777 単位	900 単位	1023 単位	1148 単位

＊送迎を行わない場合は、片道 47 単位に相当する額を利用料から差し引きます。

②その他利用加算

入浴加算	40 単位
認知症加算	60 単位
サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 単位
科学的介護推進体制加算	40 単位/月
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	所定サービス単位数に 12%を乗じた単位数

*利用料は単位数に、10円を乗じた額になります。

*利用者負担金額については

上記の利用料に「介護保険負担割合証」に記載の負担になります。

＊食費（お茶菓子含む）　1 日　650 円

＊その他、おむつ代、レクリェーションにかかる費用等は自己負担となります。

(2)　キャンセル

ご利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

☆利用日の前日午後5時 30 分までにご連絡いただいた場合　無料

☆利用日の前日午後5時 30 分までにご連絡がなかった場合　450 円（食材費）

（ただし、前日が日曜日の場合は土曜日の午後 5 時 30 分まで）

(3)　利用料の支払い

当事業所は介護保険給付に要した費用について、ご利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額の限度において、ご利用者に代わって市町村から支払を受けます。

(4)　利用料の支払い方法

（ア）毎月１０日までに前月分を請求（キャンセル料含む）致しますので、毎月１８日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に指定金融機関から口座振替にてお支払いいただくか、1 週間以内に現金でお支払いください。

（イ）お支払いいただきますと領収書を発行します。

4．サービス利用方法

(1)サービスの利用開始

サービスの提供を希望される場合は、事前に担当の介護支援専門員にご相談下さい。

介護支援専門員からのサービス提供票に基づいてサービスの提供を開始します。

(2)サービスの終了

(ア)ご利用者の都合でサービスを終了される場合

サービスの終了を希望される 1 ヶ月前までにお申し出下さい。

ご利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、1 ヶ月以内のお申し出でも終了できます。

(イ) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情でサービスの提供を中止する場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知します。

(ウ) 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

① ご利用者が介護保険施設に入所した場合

② ご利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ ご利用者がお亡くなりになった場合

(エ) その他

① 当事業所が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合及びご利用者に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

② 次の事項に該当する場合は、原則としてサービスを終了します。

・ご利用者のサービス利用料金の支払いが、3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払わない場合

・ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、又は入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合

5． 当事業所におけるサービスの特徴

＜事業所の運営方針＞

ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者ご家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかります。

6． 緊急時の対応方法

ご利用者に容体の変化等があった場合は、ご家族の方又は緊急連絡先に速やかに連絡するとともに、医師に連絡するなど必要な措置を講じます。

7. 非常災害対策

事業所の防災計画に基づき防災訓練等を実施し、非常時の災害に備えています。

なお、防火管理にご協力ください。

8． 第三者評価の実施状況

第三者評価の実施の有・無　　実施なし

9. サービス内容に関する相談、苦情

宅老所に関する相談、要望、苦情等は次の窓口までお申し出ください。

	相談窓口	電話番号	受付時間
当事業所	担当　三木　千弘	99-5069	月～土 午前 8 時 30～午後 5 時 30 分
朝日村	住民福祉課	99-2001	月～金　午前 9 時～午後 5 時
松本市	高齢福祉課	34-3213	月～金　午前 9 時～午後 5 時
山形村	保健福祉課	97-2100	月～金　午前 9 時～午後 5 時
塩尻市	長寿課	52-0280	月～金　午前 9 時～午後 5 時
国保連合会		026-238-1555	月～金　午前 9 時～午後 5 時

令和　　年　　月　　日

通所介護の提供にあたり、ご利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者　　所在地　　東筑摩郡朝日村大字古見 2422 番 3

名　称　　ゆめの里朝日宅老所

所　長　　三木　千弘

説明者　所　属　　ゆめの里朝日宅老所

氏　名

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

ご利用者　　住　所

氏　名

代理人　　ご利用者との続柄

住　所

氏　名